国土交通省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

| 上上 | 父进有(下 | 阁府と関係府・ | 省との間で調整 | を行う提系) | | | | | | | |
|----------|-------------------------------|------------|--|--|--|--|--------------------------|-------------|------|-------------------|--|
| | 损 | 案区分 | | | | 制度改正による効果 | | | | その他 | |
| 管理 番号 | 区分 | 分野 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | が良い正による別末 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政 の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係命名庁 | 団体名 | でが他 (特記事 項) | 回答欄(各府省) |
| 14 | A、権限移譲 | | 都道府県が定める区域区分に関する都市 計画の一部を市町村 に権限移譲 | 関する都市計画のうち、省令第 13条第1項第1号の軽易な変更 について、市町村に権限移譲さ れたい。 | 都市計画法第15条において、用途地域に関する都市計画は市町村が、区域区分に関する都市 計画は都道府県がそれぞれ定めることが規定されている。このため、用途地域の変更に区域区 | (参考) 同時決定を行う場合、案の作成後、決定・告示 まで約1年の期間を要するが、市単独の場合、 約半分の期間で決定・告示が可能となる。 | 項第2号 都市計画法施行規則 | 国土交通省 | 青梅市 | | 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定されうる都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び降全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共接近の整備状況。栽培等自然的環境の整備以採金への配達等を削地的に総合制業して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点かに定めることともいいる。 区域区分の軽易な変更については、区域区分が、国が設置する施設や国の農業政策に影響があることが表現の表現を要していては、区域区分が、国が設置する施設や国の農業政策に影響があること等から変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかて、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さないと認められるものについて協議を不要としているものであるが、程島な変更の対象となる区域区分の変更であっても、広域的な観点から都道府県が変更すべきであることに変わりはない。 |
| 277 | A. 権限移譲 | 土地利用(農地除く) | 域区分の変更につい | のうち、軽易な変更(省令第13条 第1項第1号)について、市町村 への権限移譲を求める。 | 市街化区域の縁辺部において区域区分が変更される場合、用途地域及び地区計画の見直しが | 都道麻県の広境的な観点から都市計画決定する必要性が低い軽易な区域区分の変更を市前 イー権服務譲することにより、都市計画変更手 が一権服務譲することにより、都市計画変更手 続きの簡素化が図られる。 | 都市計画法第15条 | 国土交通省 | 八王子市 | | 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定される名橋市計画区域全体を対象として、当該都 市計画区域の整備、開発の対象をの方針(都市計画区域つスタープラ)に基づき、市街地の拡大 可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を則地的に総合 制策して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道得環が広域的 を成品か足数からよくされている。 区域区分の程易な変更については、区域区分が、国が設理する施設や回面表が策に影響が あること等から、変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている 国土交通大臣の同島の割断の前接を何ら施さないと認められるものについて協議を不要としてい るものであるが、軽易な変更の到象となる区域区分の変更であっても、広域的な製点から都道所集が変更すべきであることに変わりはない。 |
| | 3 地方に対す る規制緩和 | | 不動産鑑定士試験の 受験申込の都道府県 経由事務の廃止 | いる電子申請と窓口を一本化で きるよう、書面による受験申込の 都道府県経由の義務付けを廃止 すること。 | 不動産鑑定士試験の受験申込については、書面による申請の場合には、受験者の現住所地を | 国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込の都道 府県経由の義務付けを廃止することで、受験 者の利便性向上を図る。 | | 国土交通省 | 愛知県 | | 国家試験である不動産鑑定土試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関いる法律(以下修定評価法)はつら。においては、受験申込は原則として都高序県知事を経由して行うこととされている。 また、申込状況について、平成28年不勤産鑑定土試験の仲数をみると、総数が2、611件、うち書面申請が2、094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道所保を経由で書書面申請となっている。 もし提家のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込の受けを東京で行うこととなるため、住民(受験者)の利便性が着しく低下するとともに、事務処理の選延等による悪影響も懸念される。 また、京津事例に記載されている「頻販までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達していれば、運用上、国に申請書が到達する必要はないため、支障事例にはあたらない。 |
| 50 | 3 地方に対す 3 地方に対す 3 地方に対す | | 受験申込みに係る都 | 不動産鑑定士試験の受験申込みについて、都道府県を経由しないこととする | (支牌事例) 国家試験である不動産鑑定士試験の受験申込みは、電子申請ンステムによる場合を除き、受験者の任所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされている。 銀在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申し込む受験者は多く、増工県では平成27年度に申込みの約8割に当たる149件を受け付けている。 このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。例えば、論文式試験の一部を除申請があったが、証明書類が揃っておらず、後日送付することで受付して良いかを国に開い合わせた事例があった。 また、都道府県では申込みの受付のみならず、次のような事務も行っている。 1 試験日程等についての適加・掲示を依頼・「庁内ではスター掲示・旧Pへの掲載 ・ 市村にポスターの配布・掲示を依頼・「庁内ではスター掲示・旧Pへの掲載 2 顧書の配布 ・ 観送での配布(平成27年度は55件) 3 合格発表・合格者の番号を、庁内で2週間程度掲示これらを合わせるとおおむねの1人役分の事務負担となっている。 [制度改正の必要性] 本事務は法定受託事務とされているところではあるが、地方分権推進委員会最終報告 (付138.14)において、「地方公共団体に対する補助的な事務処理の依頼については、(略)国が地方公共団体をその手足として活用しているということも考えられるので、(略)引き続き調査・検討が行われるべき」とされている。 | 書類の受付・確認作業を国が一元的に責任をもって行うことで、より迅速な受付が可能となり、受験者の利便性向上につながるとともに、行政の効率化にも資する。 | 不動産の鑑定評価に 関する法律第12条の2 | 国土交通省 | 埼玉県 | | 国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国少平に広く排件されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価」という。)においては、受験申込は原則として都道府景知等を経由して方こととされていて、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うちま面申請が309年の99年の99年の99年の99年の99年の99年の99年の99年の99年の |

| | ži. | 全 案区分 | | | | | | | | | |
|------|------------------|--------------|---|---|---|--|--|-------------|-------------|--------------------------|---|
| 管理番号 | 区分 | 分野 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政 の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係的名庁 | 団体名 | その他 (特記事 項) | 回答棚(各府省) |
| | 3 地方に対す 5規制緩和 | 土木・建築 | 受験申込みに係る都 | 不動産鑑定士試験の受験申込 みに係る都道府県を経由する義 務付けを廃止すること | | 【制度改正による効果】 受験申込みの都道原展経由という義務付けを 乗止することで、固が直接受け付けている電子 申請と窓口が一本化され、顧書記載事項の不 備に対し、迅速かつ的機に責任を持った対応 が可能となるなど、受験者の利便性向上及び 行政の効率化につながる。 | 不動産の鑑定評価に 関する法律第12条の 2 | 国土交通省 | 九州地方知 事会 | 案分 「別紙」あ り 【具体的 | 国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ事の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下鑑定評価に関する)。においては、受験申込は原則して都道府県知事を経由して行うこととされている。また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2.611件、うち書面申請が2.094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。もし提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の養務付けを廃止した場合、全国からの受験申込の母体東京で行うこととなるため、住民(受験者)の利便性が着しく低下するとともに、また、支庫専門に記載されている「受験開業を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更届をFAXしなくてはならず、受験開業を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更届をFAXしなくてはならず、受験開業を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更届をFAXしなくてはならず、受験開業を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更届をFAXしなくてはならず、受験開業を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更届をFAXしなくてはならず、受験開業を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更配をFAXしなくではなら、最終、高級に関いるわせまとして、試験案内やホームページにおいて国土交通省の担当部署を明記しており、今後とも周知に努めていく予定である。 |
| 33 6 | 3 地方に対す 規制緩和 | 土木·建築 | 付金の重点配分に係 る整備計画の作成要 | 配分対象事業以外の事業も含めた整備計画の作成が可能となるよう求めるもの。 ・平成28年度に限り、重点配分対象事業以外の事業も含めた整備計画であっても重点配分を受 | 【支障事例】 重点配分を受けるに当たり、重点配分事業のみで構成した整備計画を別に作成する必要があり、 重点配分を受けるに当たり、管理が領地になる。また、社会資本整備総合交付金等の平成 29年度要望等の提出について(平成28年1月15日間東地方整備配金)に成計画課長事務連 総)により、平成28年度に関り重点配分対象事業以外の事業も含めた構成の整備計画である。 総)により、平成28年度に関り重点配分対象事業以外の事業も含めた構成の整備計画である。 を受けるためには計画を分ける必要がある。版存の整備計画は、記載した要素等により整備 目標を造成する計画であるため、計画の一部を引が建すと目標達成分できなくなる。 さらに、刷によっては経過措置が無い場合もあり、以上の支障事例が従前から生じている。 【懸念の解消策】 國が施策として重要と考える事業に対して重点的に国費を配分し有効に執行するという考えは理 解しているが、整備計画については、1つの計画の中で重点配分事業対象事業が否かを判断で きるよるな様式を整備し、配分(内定通知)時に整備計画毎の配分額と重点配分額が確認できる ようにしてはどうか。 | 申請等の手続きもスムーズにできる。 また、計画を編分化することにより目標達成が 困難になる可能性があるが、提案が実現する ことによりそのような事態を避けることができ る。 | ・社会資本整備総合交付金交付要交付要求を ・社会資本整備総合交付金交付を定任果各計画率に ついてで研究2年3月 26日国管会第4200号事務次官選知) 総合交付金金を第4200号事務次官選知) ・社会資本平成28年度 では会議を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 国土交通省 | 相模原市 | | ○社会資本整備総合交付金は、国が地方公共団体において作成された整備計画全体に対して交付し、地方公共団体が計画に位置づけられた各事業に自由に充当できる制度として創設されたものである。 ○また、本交付金は、地方財政法(昭和23年法律第100号)第16条に規定する国庫補助金に該当し、地方公共団体が策定する社会資本整備計画に対して、防災・減災、老朽化対策など国として進めるべき後先課題への対応を促進するため、毎年度、地方公共団体からの要望等を踏まえ、予算の範囲内で受付金を記分にいるものである。 ○こうした制度趣旨等を踏まえ、地方公共団体における優先度の高い事業に対して十分な交付金を記分にいるものである。 ○こうした制度趣旨等を踏まえ、地方公共団体における優先度の高い事業に対して十分な交付金を記分に、自然的に交付金を記分に、地方公共団体には、当該事業で構成される整備計画に対して、重点的に交付金配分を行う取扱をは広かたところ。○この取組は、優先度の高い事業に十分な交付金が配分できていないという状況を踏まえ、当該事業が確実に進捗し、効果が発現するための工夫として取り組んでいることをご理解題いたい。仮て、これ指のよりに、同じ計画のに重点配分対象事業とその中事が記定する場合、交付金の制度上、重点配分事業以外の事業に流用することが可能となるため、上記の目的が達成されない可能性がある。 |
| 44 6 | 3 地方に対す 5規制緩和 | 土木・建築 | 付金の手続簡素化 | 道路ではそれぞれの路線ごとに 経費の詳細内訳を記載すること とされている。しかし、詳細内訳 はいずれ精算報告されるので、 申請時には国からの内示額をそ のまま申請書へ記載して提出す | 社会資本整備総合交付金は地方自治体にとって自由度の高い交付金として平成22年に創設さ | また、早期に事業着手が可能となることで、 未契約繰越の削減にも繋がる。(未契約繰越 の額に応じて翌年度の交付金が削られる傾向 | の執行の適正化に関 | 国土交通省 | 埼玉県 | | ○ご提案のあった交付申請時において、軽費の詳細内訳の提出を求めていることについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(関和30年8月27日法律第179号)(以下、補助金額正化法)という、第5条において、補助金等等の交付の申請をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等は要する経費での他必要な事項を記載した申請書」を各合作の教に提出することとなっており、申請書には、同法施行令第3条第「項に基づき、「補助事業等の経費の配分、経費の使用方法等」を記載することとされている。 ○ご指摘の「詳細内訳」は、交付申請金の添付書類である交付金調書を指しているものと理解するが、これは上述の「補助事業の経費の配分、経費の使用方法等」を明らかにする項目として、提出を求めているものである。 ○従って、補助金適正化法上の規定により、ご提案のように書類を簡素化することは困難である。 |
| | 3 地方に対す | 土木·建築 | 小規模な寄宿舎の階 段基準を住宅(共同住 宅の共用の階段を除 く。)と同じ基準に見直 | 建築基準法上は寄宿舎として 取り扱われる。グループホーム やシェアハウスなどの際保基準 を一定の条件を満たした場合な と、住宅(共用の階 段を除く。)と同じ基準にする。 | 戸建型グループホームやシェアハウスは、建築基準法上は寄宿舎として取り扱われる。このため、既存の一戸建ての住宅をグループホームやシェアハウスなどへ活用する場合、建築基準法では住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)よりも厳しい寄宿舎の基準を満たさなければならないため、改修工事が必要な建物もいまだ存在する。 【支障事例】 本県でも、既存一戸建ての住宅をグループホーム等に用途変更する際には、階段を改修して寄宿舎の基準を適合させなければならないのかという相談が寄せられるが、寄宿舎の基準に適合させる必要がある。また、建築基準法施行令23条ただし書きに基づき、「けあげ23cm以下、踏面15cm以上」としてまた。建築基準法施行令23条ただし書きに基づき、「けあげ23cm以下、踏面15cm以上」として | る。 空き変の解消の一つの手段として、一戸建て の住宅を他の開発に転用することが保進され ることにより、有効活用・導の上つながる。 例えば、既存の一戸建ての住宅をシェアハウ スに改修することで、空き家である住宅の活用 が促進される。 さらに、家賃の安い若者向け住居を確保する ことで、若者を集め、地域の活住化につなげた い。 | 23条 | 国土交通省 | 埼玉県 | 性化のみならず、老 | 建築基準法の規制は、園民の生命を守るための最低限度の基準を定めたものであるため、規制 の緩和についても、技術的な検討を行い、代替措置の安全性を十分に確かめる必要がある。要望 の各宿舎の開設と基の機制でついては、安全性に関する技術的検証を進めようとしているところで ある。 具体的には、以下の調査実験を検討している。 ①既存の住宅の階設ではあ実態がどの程度であるのか、住宅の規模はどの程度か、調査を実 態。 ②現状方側手すりを設置する必要のあるところを両側手りとし、さらにマベリ止め等の安全措置 を講びることで、限設基準を緩和できるかどうか、実験や現場調査を実施。 以上の技術的検証をもとに、一定の要件(規模や追加の安全措置等)を満たした階段においては 寸法の基準を緩和できるよう告示の改正を検討している。 |

| | +6 | 案区分 | | | | | | | | | |
|------------|----------------|-------|-----------------------|--|---|---|---|-------------|------|-------------------|--|
| 管理 番号 | 区分 | 分野 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政 の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係的名庁 | 団体名 | その他 (特記事 項) | 回答欄(各府省) |
| | 地方に対す 規制緩和 | 土木・建築 | 非常用の合併処理浄 | 下水道処理区域であっても合併 処理浄化槽を整備できるように | 災害時における防災拠点・避難所でのトイレの確保は、被災地の生活環境の保全と公衆衛生の 確保を図る上で重要な課題である。 新潟中越地(2004年)や東日本大震災(2011年)といった過去の災害においても、下水処理場 や管路に被害を受け、被災地におけるトイレの確保に苦慮したとの報告がある。本現においても、 高山湾沿岸部を中心に、淡状化しやすいとされており、こうした地域の広い範囲が下水道整備区域 域となっていることがら、災害時の防災拠点・避難所において、下水道が使用できずにトイレの確 係が困難となることが懸念されている。 そのため、現在、下水道整備区域では、こうした施設は基本的に下水道に接続されているが、 万が一、下水管が破損した場合や終末処理施設に障害が発生した場合などに備え、長い下水管 が不要で短時間で復日できる合併処理浄化権を整備(またはパックアップのために併設)すること も手段の一つとして研究している姿がある。 しかしながら、建築基準法第31条では下水道処理区域内において設置できるのは、公共下水道 に連結された水洗トイレに限定されており、他の方法を用いることができない。 | 域であっても合併処理浄化標を整備できるよう に規制緩和するとで、施設の管理者が地域 の状況に応じて災害に強いトイレを整備できる ようになる。 | 建築基準法31条 | 国土交通省 | 富山県 | | 国土交通省としても災害時における便所の確保は重要であると認識しており、マンホールトイレの 設置を推進する等、災害時における便所の確保は重要であると認識しており、マンホールトイレの 比るところ。 下水道施設には、地震によって下水の排除及び処理に支障をきたさないよう下水道法施行令第 を余の8第6号において耐震基準が設けられており、平成28年熊末地震においても、排水管の破断 や閉塞により流下機能が失われた箇所が10箇所あったものの、仮配管等による応急対応で速や かに高下機能を強くしたいたい。 元米下水道は自然流下を基本としているため、災害等による停電時においても流下機能は確保 されるという構造しの利点を有しており、市街地における公衆衛生の確保ができる。 なお、災害時においては、建築基準法第68条の規定により損ます。条が適用除外となり、既存 の小学校を防災拠点・避難所として活用する場合であっても、同法第68条が適用されないわけでは なく、災害時において、被を機能ない合併処理浄化槽を使用することは可能である。 これらを踏まえた上でもなお、災害時における便所の機能確保を目的として合併処理浄化槽の設置 面の必要性がある場合は、別途相談に応じる。 |
| 61 A | 権限移譲 | 産業振興 | 立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲 | 2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴 (定款変更の認可、報告の徴 する処分等の事務について、対する処分等の事務について、を地方運輸局及び地方整備局から | 地方運輸局及び地方整備局の所管事務に係る外国人技能実習生共同受入事業を主目的とした 組合設立等が今後、想定されている。当該事業は、2以上の都道府県の区域にわたる事業の実 施が多いことか。その認可者の事務は現在、地方運輸局及び地方整備局が行っており、事務 手続きに多くの日数を要している。 一方、中小企業等協同組合法等に基づく厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可・定数変更の認可等を行えることになった。また、農林水産省の所管事務についても、令後、都道府県に移譲が行われる予定である。 こうした状況を鑑み、同法等に基づく地方運輸局及び地方整備局所管の2以上の都道府県の区域にわたる場合に係る事務についても、都道府県、権限原移譲がされることにより、令後権限移譲予定の農林水産省所管の組合等に係る事務・権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。 | 合等であっても、都道府県で事務手続きを行えることから、事務手続きの負担軽減や手続きに 要する日数の短縮を図ることができる。 また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を 行うことで、県民サービスを向上する効果が期 | 法施行令第32条 中小企業団体の組織 に関する法律施行令 | 国土交通省 | 富山県 | | これまで二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合に係る事務については、一元的な事務を行う観点がら国土交通省の地方機関である地方運輸局・整備局にて行っていたところ、本提案事項の通り二以上の都道府県の区域に力たる事業に開始こ代金の事務に同じて都道府県においても事務負担等の支障が起こらめよう留意すべく、制度設計に当たっては関係機関の十分な調整が必要である。 |
| 65 B る対 | 地方に対す 規制緩和 | 連輸・交通 | 事案に係る手続の簡 | 路運送法上の申請に対して、市 | 当市では、平成27年10月から本市付知地区についてNPO法人に委託し、コミュニティバスの運行をしている。 事業の許可にあたっては、標準処理期間内で認可されたが、当市や事業者等で構成する地域公 共交通会議等で協議の整えた事項のほか、運行の適正については、地域公共交通会議の判断 で担保が可能である。そこで、市町村が委託する事業者等に限っては認可申請に当たり、地域公 共交通会議等市町村において、判断が十分である事項の審査手続を省略するなど、より処理期 間の短縮を図られたい。 | 許可申請資料は、その多くが重複しており、また、公共交通会議へは陸運支局からも出席がある。 公共交通会議において協議が整った事項に対 | | 国土交通省 | 中津川市 | | コミュニティバスの運送事業の申請に対する標準処理期間について、通常は3ヶ月としている。これは、事業許可に当たって、事業計画が輸送の安全を確保するための適切なものであること、事業の選手と適切が耐きな事とものであること、事業を自ら的確に遂行するに足合能力を有するものであることを審査する必要があり、これらの確認等に要する期間を踏まて設定していることによるものである。 一方で、地域公共交通会議で協議が調った事業については、審査内容の一部を同会議において確認できることから、標準処理期間を概ね2ヶ月と設定する等、既に迅速な処理に努めているところである。 なお、連輪支局等に提出する許可申請書類に重複がある部分に関しては省略が可能となるよう検討してまいりたい。 |
| | 地方に対す 現制 緩和 | 産業振興 | | を供給する際の、河川法に基づく | 工業用水道事業者による雑用水の供給については、平成26年の経済産業省通知により、地域振興への貢献、按数率の向上等の経験官に通う供給対象に限り給水能力の10%以下の供給については、国への開助が大変とされている。 一方で、工業用水道の取水にかかる水利権許可において、昭和56年の通産省と建設省の覚書により、経用水は工業用水とは明確に区分して水量を申請することとされており、この許可水量が雑用水供給の実質的な上限となっている(「特に試験的な措置として供給が行われる場合」として、日量600㎡未満の雑用水の供給等は工業用水と開かな措置として供給が行われる場合して、工業の企業の推開水の供給等で開とすることが有効であるにもかかわら、近年、工業用水の需要が漸減している中で、工業用水本部の健康な経済を通りであるとか有効であるにもかかわら、また、おり、おり、おり、おり、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は | 109k以下の建用水を柔軟に供給可能とすることができるように選用の改善がされることにより、製造業以外の事業所への水需要にも即応できることになり、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できる。 | ①工業用水の一種の 乗用水のの場合の 工業和大のの場合の 工業和のの場合の 大いて(解説放在) では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 省、国土交通省 | 静岡県 | | 【国土交通省回答】 「別川法第23条に基づく流水の占用は、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」(下記①)とされている。 「別川流末は公共の資産であり、水利使用を許可できる流水の量には限度があることから、河川の流水は公共の資産であり、水利使用を許可できる流水の量には限度があることから、河川の流水の有効かつ適正な利用の確保と、利水者間の水利秩序の維持のため、その占用に当たっては、水利目的に応じて必要な量を限度に河川管理者の許可を受けることを必要としている。 よって、工業用水の需要が漸減しており、これを健用水として転用したいのであれば、工業用水道事業者が減重の申請を行い、かつ、健用水を必要とする者による新たな水利使用を申請する必要がある。 以上から、ある特定目的の達成に当たって不要となった流水を他の目的に転用する場合に、新たな水利使用の申請をすることなく引き続き占用することを認めることは、望ましい水利秩序を割すおそれがあるため、本接案については応じれない。 、本体については、平成26年度において、熊本県から「工業用水の用途拡大に関する規制緩和」(424番)として同内容の提案がされており、上記と同趣旨の回答を行ったところである。 なお、水利使用の許可を受けた工業用水の一部を担用水に転用しようよう事例が見受けられたことから、国よの運動(当時表的を対)と様方産業者(当時基度条準)の回答を行ったところである。 なお、水利使用の許可を受けた工業用水の一部を行ったところである。 なお、水利使用の許可を受けた工業用水の一部を行ったところである。 「起来の返量等の申請と使用水(に係る水利使用の申請とを目れて行うことにより可能として、「よのの感、として、後用水の運動をが終り、特に対象的とは関する場合については、この申請も不要としているところである。 「経済企業省回答】 「単定の年税達定業者通過の最后は、書類提出等の手続きか必要な場合を明確化し、当省として健用水供の下鉄管を不要としたが、通達のの手続きが表面とではおいる場合については工業用水道者業者からの書類提出等の手続きを不要としたが、通達のの手続きが必要が通信でいる。 「根拠文書等) 「東京三田舟等確認する手続と、「東京後についる」、「東京後に対象の実別を開始の表に表して、「東京後に対象の表して、「東京後に対象の表して、「東京後に対象が、東京後に対象が、「東京後に対象が、「東京後に対象が、「東京後に対象が、「東京後に対象が、「東京後に対象が、「東京後に対象が、「東京後に対象が、 |

| | - 1 | 是案区分 | | | | | | | | |
|----------|------------------|-------|---|--|---|---|-------------------------------|---|------------------------------|---|
| 管理 番号 | 区分 | 分野 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政 の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係命名庁 団 仅 | その (特記 項) | |
| 4 | 5規制緩和 | | 置可能な施設に関す る規制緩和 | 児童福祉法に定める児童館の追加を求める | 地方都市では、人口の減少、少子高齢化の進行への対策が課題となっており、釧路市において 主甲収27年2月には少予化開題と対成すべて、「釧路市子とサーチ育で支援事業計画」を棄定し、 同年9月には「釧路市公共施設等総合管理計画」を策定し、今後予想される人口減少に対応した 持続可能なまちる(りに取り組んでいる。 【具体的支障事例】 2つの地区会館と児童センターを統合した複合施設の建設を予定している地区には、建設に適 した市有地がなく、街区公園内が建設候補地となっている。しかし、公園内に設置が認められる施 設には地区会館の主な用途である条金所の規定はあるが、児童福祉法に定められている児童館 や複合施設については定められてはいない。 | 設の公園内への設置は、幼児から高齢者まで 幅広い世代が交流する地域コミュニティの中心 を担う施設という都市公園の新たな活用のモデ ルとなり、子どもと子育て世代が暮らしやすい | 都市公園法第2条第2 項市公園法施行令第 5条 | 国土交通省 網路市 | 生・成: 戦略 | また、複合施設についても、当該施設を構成する各施設が公園施設に該当するものであれば設置可能である。 基で制度である。 子援援 |
| 278 | 3 地方に対す 5規制緩和 | | 都市公園内への町会 自治会等地域の体の 会館設置に対する規 制緩和 | 都市公園法施行令第5条第8項 の「法第2条第2項第9号ので で定める施設(の中に、地縁団 体の会館施設を加えるよう、同 施行令の改正を求める。 | 地域のコミュニティの離成、防災機能、文化継承機能等地級団体の果たす役割は大きい。しかしながら、地域団体の活動地点となる金館施設を設けるための用地の確保の預動社をつている。会館を所有していない地線団体は、会議や打ち合わせができる場所(会館)がないことから、子どもと高齢者とのふれあいイベント、災害対応などの市民への意識啓発、近隣住民への文化の伝承等、地線団体活動の活性化に支障をきたしている。 【支障等例】 本市内の地線団体である町会自治会の中には、地域内や近隣に用地を確保できず会館を持っていない回体も数多くあり(572団体の方ち130団体が所有していない)、近隣の都市公園両内を会館用しなして活り至してほいとの要と乗受けている。八王子市内の都市公園面積は十分に確保されており「平成27年4月1日現在、八王子市の1人当たりの都市公園面積は1714㎡)また、会館を設置するとしても必要長小原の規模が想定され、都市公園にの事場に対する割合は100分の2以内」の規定の範囲内にとまると見込まれる。都市公園の重複に対する割合は100分の2以内」の規定の範囲内にと求ると見込まれる。都市公園の重要な目的であるオープンスペースの確保が十分達成されているにも関わらず、都市公園の重要な目的であるオープンスペースの確保が十分達成されているにも関わらず、都市公園に大きできない。 | 小してきている。公園内への設置が可能となることにより、地域は内本活動場合の確保が容易にながることには、地域にもユニティの健成につながることに加え、災害時の避難所の確保など、都市が投える課題である防災機能の強化にも資するものである。 | 都市公園法施行令第 5条 | 国土交通省 | 市 | 地縁団体の会館施設については、都市公園法施行令第5条第8項に規定する「集会所」として設 置することが可能であり、実際に、養物の都市公園内は製造されている。 なお、特定の団体以外金(利用できない施設など、都市公園が一船公衆の自由な利用に供する。 なお、特定の団体以外金(利用できない施設など、都市公園が一船公衆の自由な利用に供する。 ことを目的とする公共施設であることに響か、公園施設として設置することが不適当である場合も 考えられるため、いくつかの地方公共団体においては、地縁団体の会館施設の設置に関する許可 基準や取扱要綱を定め、当該施設が都市公園の効用に賞する施設として適切であるかについての 明確な基準を示した上で、設置の可否を判断しており、参考にされたい。 |
| 83 E | 3 地方に対す | 土木・建築 | 安全措置 | 防災・安全上、緊急を要するもの については、二次被害の拡大等 を防止するためにも、助宮・指 弾、勧告、命やの所定の手続を 経ることなく、迅速に必要最小限 度の応急安全措置をできるよう にすること。 | 台風等の強風の影響により、空家の屋根瓦が側辺に今にも飛散上そうな状態となっている場合、再度強働を受けたときには通行人や地球住民等には悪きもたらすおよれがあるため駅急的な対応が求められるものの、空家法にて措置を行う場合は、助言又は指導、動き、命令の所定の手続きを順に縁を必要があり、これらの手続きに一定の時間を要することから被害を拡大させるおそれがある。 の手続きを順に終る必要があり、これらの手続きに一定の時間を要することから被害を拡大させるおそれがある。 また、例えば建築基準法第10条第3項に規定する著し《役安上氏検な状態にあるとして緊急的な是正命令を行おうとするとき、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確如することができず、カウ、その違反を放置することが悪いくなどは反すると認められるときは、特定行政庁はその有の負担においてその措置を自ら行ことができると認められるときは、特定行政庁はその切な相続登記がなされていないなど法定相続人が多数に渡る場合もある。建築基準よでは空家、利用が明記されていないので、所有者等を確如できないことを確認するために、更なる時間を要することがあられる。以上から、より迅速に所有者等の確如(又は確如できないことの確認)を行うことができる空家はにおいて、防災、安全、、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、動きを経ることなく、命令を行えるよう改正を求めるもの。 | 被害の発生抑制につながり、安全が確保され | 空家等対策の推進に 関する特別措置法 | (東) 中国 (東) 中) 中国 (東) 中国 (東) 中) 中) 中国 (東) 中) 中) 中国 (東) 中) | 今和幡居条州予国西温島万松部子方野北治島浜浜 中予 高前 | 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下)空家法」という。(い定める「特定空家等」として、空家法の歴史を適用する場合は、空家法は、4条に基づい商言文は指導、制造、命令の手続を、順を経て行う必要がある。聚急事態において応急措置を護する必要がある場合であっても、空家法に、上り対応にようとするのであれば同様である。これは、「特定空家等」の定義が「不のままが置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのあると認められる空家等をいう」とされるなど、排棄の登め性を考慮し、判断の政策を考え、かつ、その判断に設置の余地がある一方で、その措置については財産権の制約を伴う行為が含まれることから、当該「特定空家等」の所有者等に対し、助言・指導といった働きかけによる行政指導の段階を接て、不利益処分である命令へと移行することにより、慎重な「非秩格を踏む趣旨である。なお、台風・大雨等の緊急事態において空家等に一時的な応急措置を施すことができることを定めている条例(こいては、空家法に抵係しない限度で有効であることから、御指摘の緊急を要する場合の措置を条例で定めることは可能である。 |
| 93 | 3 地方に対す 5規制緩和 | | 砂利採取計画の変更 届出に係る規定の省 令への追加 | 砂利採取計画の軽微な変更については届出で足りるよう、届出に いては届出で足りるよう、届出に 係る規定の省令への追加を求め る。 | 砂利採取法において、採取計画の軽微な変更については省令の定めるところにより、変更認可 によらず、届出で足りることされているが、届出に係る規定が省令に定められていないことから、 採取計画の変更については変更認可により対応している。一方で、採石法にも同様の規定があ るが、採石法施行規則には軽敵な変更についての規定が置かれているため、届出で足りることに なっている。 本限において、「軽微な変更」に該当しうると考えている事例としては、砂利採取後の埋房し土 砂の変更があり、例年10种程度の実績がある。 当該事務については、行政としては概か処理日数2日×10件で年間20日程度の負担がか かっており、事業者としても認可書類の作成に事務負担がかかっている状況である。 | により、軽微な変更については、認可を得ることなく、届出で足りることとなれば、行政及び事 | 砂利採取法第20条第1 項但し書き及び第2項 | 経済産業 省、国土交 通省 | | ご提案の内容を踏まえ、今後具体的にどういった変更が「軽微な変更」としても問題のないものに 該当するのかについて、砂利採取法の目的にも照らしつつ、検討してまいりたい。 |
| 141 6 | 3 地方に対す | | 利採取法に基づく権 限の方法、砂利採取計 限値の認可事務等につ いて、市町村が関与 する機会を拡大するよ う求めるもの。 | わゆる災害とは別の悪影響が予 見される場合においても、市町 | 当市は、立山運峰から富山湾に注ぐ早月川の豊富な清流や扇状地に出る湧水、地下水等の恵まれた水資源が、水道水源や工業・農業用水として市民生活や産業を支え、特別未然記念物木タルイ財経造画など地域間の景観や大地の形成に寄与している。 根小力財経造画など地域間の景観や大地の形成に寄与している。 ところが近年、貴重な地下水源を調度する田畑で、東着による大規模な砂利採取が相次ぎ、良 ところが近年、貴重な地下水源を調度する田畑で、東着による大規模な砂利採取が相次ぎ、良 が水水資源保全への障害や、世地化、企業競数等の土地利用の幅が残まるなど悪影響が生じている。採取認可を受けた場所で、地下水が溢れたす被害も出ている。埋め戻し作業の不徹底による地盤の飲料や、汚染した土壌を使った埋足による地下水汚染や健康特等等の懸念を持て (県内231カ所中143カ所を対象にした県のボーリンが調査によると、約半分で深堀や異物混入等 の不適切処理があり、このうち、浄川市内32カ所での不適切処理の割合は8割以上だった。 砂利採取法(第36条章4項)では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請があった 砂料採取法(第36条章4項)では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請があった 砂料採取法(第36条章4項)では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請があった 砂料採取法(第36条章4項)では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請があった 砂料採取法(第36条64項)には、不動作が発力をした時には、細道原採助率が原係する影があるの むりは、第37条章1項に基づく災害が発生するおそれがあると認めるとき」のみであり、そ の他の理由では、市町村が関与して地域の実情を勧索・反映する余地がない。 | が、地域の実情にあわせた適正な砂利採取が 行われるよう、砂利採取計画を把握し、市民生 活、産業を支える水資源等(一旦損なわれると 原状復帰が大変困難であったり、不可能であっ | 砂利採取法第37条第 | 経済産業 常、国土交 港省、国土交 通省 | 取、深均続発 | 29 とは、他人に伤害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の 開催に反すると認められるものを広、指すものである。同法第37条第1項も、以上の目的のもと つ、市前村後は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事等の砂利採取の認 可福者に対して必要な措置を講ずく者ことを要請することができることと定められている。 本提案中、支障率例として挙げられているが質の汚濁、汚染土壌による理め戻し等の悪影響に ついても、一般的に、砂利採取法第37条第1項の規定にいう災害に該当し得るものであると解さ れ、現行法にて対応可能と考える。 |

| | | 提案区分 | | | | | | | | | |
|------|--------------|--------------|-------------------------------|--|---|--|--|--|---------|-------------------|--|
| 管理番号 | 5 区分 | 分野 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政 の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | その他 (特記事 項) | 回答欄(各府省) |
| | る規制緩和 | | 直しの拡大 | て、都市計画法施行規則第13条 の21に、一般原業物処理施設の 廃止等の新規事項を追加 | 都市計画法第21条の経営な変更は、その内容が限定的である。平成28年度の地方分権改革に 係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園、鉄地について、都造用の都市 計画変更に係る軽易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することす る省令改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた軽易な変更の対象となる範囲の見直し は行われていない。 市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象となる範囲の見直し は行われていない。 限知40年代に建設したごみ処理施設があるが、市内の他の地区に処理能力の高い施設を新設 したことや検察合により効率化を図ったことなどにより、平成23年4月に稼動を休止した。 平成25年度に、リサイクル事業の推進の効果や今後の人口減少によるごみ発生量の見込につい て分析を行い、当施設を廃止することを決定したが、当該案件は「軽易な変更」とは認められない ため、廃止までに相当な時間と要した。 老朽化し、休止しているこみ処理施設を廃止するために、縦覧や都道府県協議などに数か月の 時間や人員、施設の維持管理費を費やするために、縦覧や都道府県協議などに数か月の 効率化の観点からみて適切ではない。 | 的かつスピード感をもって実施でき、非系経費 の縮減につながることはよとより、公共施設の 適正化に即応した都市計画となる。 | 項 都市計圖法施行令第 14条3号 新市計圖法施行規則 第13条の2 | | | | 都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の都市計画の軽易な変更は、都市計画の一の市町村の区域を越える広域の見地から別響を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようよう都市計画の一面と登録機能が高いて、都道府県知事との協議をとの受性が乏しいものについて、都道府県知事との協議を心要としているものである。こか、理確が事の廃止・用途変更によいて、超道府県との協議を必要としているのは、・都市施設の廃止・用途変更によりで、超道府県との協議を必要としているのは、・都市施設の廃止・用途変更により他の都市計画に影響を及ぼすことで、都道府県が都市計画の変更を行う場合が想定されること。・都道府県が広域的観点からの協議をすることで周辺市町村の意見を踏まえる必要があること・都道府県が定める廃棄物処理計画との調整を図る必要があることをあるである。なお、都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の軽易な変更は、都道府県和事との協議を行うことを要しないこととしているが、都市計画蓄議会の議を経ること等の都市計画の手続きを行う必要があることに変わりはない。 |
| | る規制緩和 | | 直しの拡大 | て、都市計画法施行規則第13条 の21に、一般東東物処理施設の 廃止等の新規事項を追加 | 都市計画法第21条の経見な変更は、その内容が限定的である。平成26年度の地方分権改革に 係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市 計画変更に係ら軽易な変更の範囲と同様の範囲を市前村の都市計画変更にも適用することす る省令改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた軽易な変更の対象となる範囲の見直し は行われていない。 市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えてい ただきたい。 (構成市における具体例) 昭和40年代に建設したこみ処理施設があるが、市内の他の地区に処理能力の高い施設を新設 したことや執廃合により効率化を図ったことなどにより、平成20年4月に稼動を休止した。 平成25年度に、リサイクル事業の推進の効果や今後の人口減少によるこ今発生量の見込につい て分析を行い、当施設を廃止することを決定したが、当該案件は「軽易な変更」とは認められない ため、廃止までは相当な時間を要した。 老朽化し、休止しているこみ処理施設を廃止するために、縦覧や都道府県協議などに数か月の 時間や人員、能設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の 効率化の親点からみて適切ではない。 | 的かつスピード感をもって実施でき、率券経費 の経線につながることはるとより、公共施設の 適正化に即応した都市計画となる。 | 項 都市計画法施行令第 14条3号 補市計画法施行規則 第13条の2 | | 長会 | | 都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の都市計画の発島な変更は、都市計画の一 の市町村の区域を絶える広域の見地からの調整を図る観点又は都道資保が定め、若しくは定めよ うさする都市計画との適合を図る観点からみて、都道保保知事と協議をする必要性が乏しいものに ついて、都道府保知年との協議を不要としているものである。 こ外処理施設等の廃止・用途変更によりで、超速保保との協議を必要としているのは、 ・都市施設の廃止・用途変更により他の都市計画に影響を及ぼすことで、都道府保が都市計 画の変更を行う場合が想定されること ・都道府保が広域的観点からの協議をすることで周辺市町村の意見を踏まえる必要があること ・都道所保が定めら廃棄物処理計画との調整を図る必要があること ・の事情によるものである。 なお、都市計画流術行規則第13条の2に規定する市町村の軽易な変更は、都道府保知事との協議を行うことを要しないこととしているが、都市計画蓄議会の議を経ること等の都市計画の手続きを 行う必要があることに変わりはない。 |
| 119 | B 地方に対する規制緩和 | - 土地利用(農地除ぐ) | 所有者を確知している 放産自動車の早急な 除知 | により、所有者を確知していない 放置自動車については、公園管 理者自ら除却等することができ る。しかし、所有者を確知してい る放置自動車については、行政 代執行法に基づく手続を経なけ れば除却することができない。 | 放置自動車の所有者を提到している場合、行政代執行を行う前提として、①行政指導等(所有者 に対し数置自動車を除却するよ野場・指導)、②命令を行わの所有者への弁明の機会の付 身、③命令を行わなければならず、それにもかかわらず所有者が放置自動車の除却になじないと いった事業が多い、その後、④行政代執行を行うこととなるが、極めて長い期間を実する。また、 行政代執行法第2条に規定される「着く公益に互びる」の解釈においては極めて限定的に解釈 すべきとの意見もあり、行政代執行が事実上不可能な状況である。 現在、俄気強(所有者を訪問、除却・売却等の依頼を行っているか全く応じる気配はなく、放置 自動車のガラス割れ、故障した部品が散在する等、公園利用者が怪我をすることがある。また、 公園やまちの美観を損ねることから、市長からの苦情も多い。 | 却することができれば、公園利用者の危険もな | 都市公園法第27条第3項 | 国土交通省 | 岐阜市 | | 公園管理者は、都市公園法(以下「法」という、)の規定に違反している者に対しては、法第27条 第1項の規定に基づき工作物で除却を命ずることができ、また、この命令に違反した者に対して は、行政代執行法の定めるところにより代執行を行うことができる。 一条、利量方を音響することができない場合に限っては、同条第1項の命令も、行政代執行法に 基づ代(執行も、実効を発揮することができないとから、法集27条第3項は、その場合であっても 公園管理上の障害を除去することができないことから、法集27条第3項は、その場合であっても 公園管理上の障害を除去することができるよう、公園管理者に特別の代執行権を行与している。 以上のとおり、法の規定に基づ代代執行は、有限では大法に基づき行われることが原則と されており、法の規定に基づ代代執行は、相手力を確知することができないという例外的な場合に のみ行われるものとなっている。 これは、私人の権利保護と一般公益の保護のパランスを図るため、広く一般の行政上の義務の 関行に関して変した行政代執行法に基づ代執行を原則としているものであり、ご提案の内容を措 蓋することは困難である。 なる、都市人団派と以外の公物管理法(道路法、河川法等)においても、行政代執行法に基づ代代 執行が原則とされているところである。 |
| 123 | B 地方に対する規制緩和 | 土地利用(農地除ぐ) | 画審議会の委員の構 | る都市計画審議会について、政 令による委員の数、委員に就任 できる役職等の基準の定めを撤 廃し、地方の実情にあった審議 | 本果では、審議会等の女性委員の比率を40%以上とする方針としているが、都市計画審議会については特に、政令で定める「都道府県の議会の議員」及び「市町村の議会の議長を代表する者」の女性割合が低く、結果として、女性委員の比率が低い状態となっている。 | 国土の均衡ある発展と公共の福祉に寄与する という目的のため、制度の運用についての一 | 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及 計画審議会の組織及 び車営の基準を定め る政会(昭和44年政会 | 国土交通省 | 宮城県、広島県 | | 都市計画は都市の将来の姿を決定するものであり、かつ、土地に関する権利に相当な制約を加えるものであるから、各種の行政機関と十分な調整を行うとせもに、相対立する住民の利害を調整 しょうに利害的陽失の権利、利益を保護することが必要であるため、都道府県が都市計画の決定等を行うに当たっては、守瀬経験者、市町村長を代表する者、都道府県議会議員等からなる都道府県都市計画議会の議を経ることしている。例えば、都道府県議会の議員を必須の構成員としている理由は、財産権に直接影響を受けることとなる住民を依の利益を代表するものを構成員として加える必要性があるためであり、このような考え方から、基準を撤廃することは認められない。 |
| 133 | B 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 促進法第2条第2項に | に導入する工業等の乗種につい て、社会経済情勢や地域の実情 に応じて弾力的に運用できるよう にすること | 展工法第2条第2項は、農工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運 送 業、倉庫業、組包業及び卸売業に限定されている。 本果では、農工法に基づき、果が4計画、市町村が19計画を策定し、農工団地58団地、511haを 造成し、141社の企業が提業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28ha あり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないこと | 来利用の農工団地の活用だけではなく、例えば植物工場や木質・バイマス条電施設など雇用が明存で含素性や天然が入発電施設や光電能設など雇用・加水・団地内へのエネル・ギーの安定性終に寄与する集中の適加で含った。 度工団地の一層の発展に質することができる。 | 農村地域工業等導 <i>入</i> 促進法 | 厚生崇林水 省、農 等 生 等 会 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 | 山梨県 | | 展村地域工業等導入促進法(以下「農工法」という。)「基づき整備され、5年を経過した遊休工場用地等における地域再生法の特例は、限じ造成が完了しており、水路などの付帯設備が整備されている場合とも多く、通変立地を目前す企業にとってメリットが多いと考えられるところ、地方創生を実践するためには地域に「しこと」を作り出すことが重要であり、その実現に資する速効性のある措置を重風的に調することが多更を収録した。日本では一般である。 なお、農工法は、農業従事者の就業を促進し、農業構造の改善に資することを狙いとするものであることから、①常動雇用等により農村地域における安定的な雇用を継続的に確保できる業種であることから、①常助雇用等により農村地域における安定的な雇用を継続的に確保できる業種できれてあり、恵ちに弾力的な運用を行っては困難である。 いずれにしても、農村地域において地域資源の活用や地域内発型産業の振興も求められていることから、農業を削減に表して地域資源の活用や地域内発型産業の振興も求められていることから、農業者の放業構造改善の仕組みについては、農工法を始めこれまで各省も含めて演じられてきた様々な施策の効果を検証の上、農業・農村を取り巻(情勢の変化と課題を十分踏まえつつ、対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ。 |

| | ti | 案区分 | | | | | | | | | |
|----------|------------------|------------|--------------------------------|---|--|--|-----------------|--|-------------|-------------------|---|
| 管理 番号 | 区分 | 分野 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政 の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | その他 (特記事 項) | 回答欄(各府省) |
| 134 | B 地方に対する規制緩和 | 土地利用(農地除く) | 半島振興計画に係る 主務大臣の協議、同 意の廃止 | 大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県 | 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合に おいては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、 都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であるこ | 計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発 | 項 | 総部厚省。省省、省省、省省、省省、省省、省省、省省、省省、省省、省省、省省、省省省省省省 | 山口県、中国地方知事会 | | ○貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島援興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係中市町に意見開発・確認した上で関係各隊による確認を行っていまった。 大きないでは、また、作業スケジュールについて、1回目の計画家の提出から最終提出までに4か月以上を受し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、何回を表した自、何回を表した自、何回を表した自、何回を表した自、何回を表した自、何回を表した自、何回を表した自、何回を表した自、何回を表した自、何回を表した自、何回を表した自、何回を表した自、何回を表した自、何回を表した自、何回を表した自、何回を表した自、何回を表した自、何回を表した自、何回を表した自、日本語は一般を表しました。 日本語は一般を表しました。 日本語は一般を表した自、日本語は一般を表しました。 日本語は一般を表しました。 日本語は一般を表しました。 日本語は一般を表した自、日本語は一般を表しました。 日本語は一般を表しました。 日本語は一般を表しました自、日本語は一般を表しました。 日本語は一般を表しました。 日本語は一般を表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま |
| 302 | B 地方に対する規制緩和 | 土地利用(農地除く) | 半島振興計画に係る 主務大臣の協議、同 意の廃止 | 成する際には、あらかじめ主務 大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作 成に関して主務大臣が都道府県 | 【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の慶信で制定されている山村販県に基づき外策定する山村乗廃基木方針では、都道府県が方針策定域に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主教大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と努力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している) | による負担軽減が図られるとともに、半島振興 計画に基づく事業実施や国の支援を受けること による事業効果の早期発現(地域の自立的発 | 半島振興法第3条第1 項 | 総部厚省企産企土環等 化水平 医水平性 医水平性 医水平性 医水平性 医水平性 医水平性 医水平性 医水 | | 山口県提案分 | ○貴県が指摘している「多大な時間上労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画家に対する国からの意見については、その都成、関係中向市に意見院金・確認した上で関係各隊による確認を行っている。対り時間と対力を要したと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画家の提出から無機提出までに4か月以上を要し、そらに、最終提出から同意までに3か月を要した言、側回各を頂いた。〇十島振興計画はは、鼠民機能地方公共団体とが密接な連路の下、半島振興対策実施地域における将来がな交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。〇十島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣へのの経議・同様をもある。とりを表現と大田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・ |
| 135 | B 地方に対す る規制緩和 | | 離島振興計画に係る 主務大臣の事前審査 の廃止 | 大臣に提出し、主務大臣は離島 振興基本方針に適合していない ときは都道府県に変更すべきこ とを求めることができるとされて いるが、実務上行われている離 島振興計画楽の事前提出による 審査について、廃止する。 | 【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際に これを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当 該都道府県に対しこれを変更すぐきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計 簡策定前に離島振興計画家の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が 行われている。 なお、同様の厳旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針におい では、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要してい る。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している) | 計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発 | 10項、第11項 | 総部厚省企業 化多型 | 山口県、中国地方知事 | | ○離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、態島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、態島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。 ○離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を整済するため、正式提出に先んして離島振興計画家を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連新「各都道原開配の難度」の離島振興計画家の事前提出等について(依頼)」において都道原に任意で依頼しているものである。 ○本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている。事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照金と含めて約1か月であり、また。その後の注案等第5項を見たが、野10項に基づく手続きにおいて特役変更や部屋を求めていない。こがら、店舗607多大は時間と労力を要しているものとは考えていない。 ○もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ること無法第4条第3項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関への手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、成に関係行政機関への通知及び意見照会手続きを実施する必要がある。本語を展集明計画を更する際には、法事本条第1項の規定により、日本条第1項の規定とより、同条第3項、第4項及び第6項から第1項までの規定が発用されるため、都道府県に市前村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係所政機関への通知及び度別無手続きを、場合によっては複数回行の変をがあり、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。 ○こうしたことから、建島振興計画を策定、変更する際には、引き終き事前の課整にご協力いただきとい、なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。 |

| | 损 | 星案区分 | | | | | | | | |
|------|--------------|------------|--|---|---|--|--|--|-------------------|---|
| 管:番 | 里 | 分野 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政 の効率化等) | 根拠法令等 制象の新世・開係 | 団体名 | その他 (特記事 項) | 回答欄(各府省) |
| 303 | B 地方に対する規制緩和 | 土地利用(農地除く) | 主務大臣の事前審査の廃止 | 大臣に提出し、主務大臣は離島 振興基本方針に適合していない ときは都道府県に変更すべきこ とを求めることができるとされて いるが、実務上行われている離 | 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際に これを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当 該都道府県に対しこれを変更さく者とを求めることができる。 と定められているが、実務上、計 画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの零査が | 計画に基づく事業を心面の支援を受けること による事業効果の無理が 展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待 できる。 | 10項、第11項 部科学学 省、農・経 產生学 生 一 企 会 上 交 金 土 環 生 電 生 環 生 環 生 環 生 環 生 環 生 選 、 選 会 会 生 環 者 、 思 を 者 、 生 等 者 、 を 者 を 者 を 者 を 者 を 者 | 、 事会 | 案分 | ○離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることされている。 ○離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んして離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道県原の離島振興計画案の事前提出等について(依頼)」において都道府県に変で依頼しているものである。 ○本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した別間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条等9項及び第10項に基づき構造において特段変更や調整を求めていないことから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。 ○もとより率前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、毎に高級の行われていないない。人のとより表表を担こ対して意見が申止出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都立途原州に対して、直集が乗り高級の手続き支援する必要があるが、毎に「確認が行われていないない。と随係行政機関への通知及び意見報金手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することなる。の出りまでは、出き様と事前の課整には、出き株と事前の理とによりに関係行政機関への通知及び意見照金手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することとなる。 ○こうしたことから、離島振興計画を策定、変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい、なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応してきかいた。 |
| 1377 | B 地方に対する規制緩和 | 運輸・交通 | う募集型企画旅行の 実施区域の拡大 | 所が所在する市町村と隣接する 市町村等の区域だが、これを隣 接都道府県まで拡大する。 | 観光による地方創生を進め、旅行者の広域化・多様化する――ズに応えるためには、地域の観 光資源を基にした旅行商品や参様な広域観光局道ルートを創設するとだめ姿であり、地域の観 光資源を熟知した地元の中小旅行業者による募集型企画旅行の創出を促進することが必要。 県内の中小旅行業者は第3種旅行業者である場合が多いが、第3種旅行業者による募集型企 廊旅行の実施区域は、旅行業法施行規制第1条の2により、営業所の存する市助村及び開接する 市町村1に限定されている。広域周遊旅行に取り組みたいとの思いがあっても、国内の募集型化 廊旅行を実施配限とする京建旅行業者への登録変更は、富楽保証金や基準資産の面で負担が | により、事業者の競争力が強化され、旅行の提供機会の充実、旅行者が選択の幅の拡大を図ることができる。 また、訪日外国人旅行者を含めた交流人口 | 旅行業法施行規則第1 国土交通条の2第3号 | 名国际大学、《《《《》《《》《》《《》《《》《》《《》《《》《》《》《》《》《》《》《》 | 仁本本の人物 | 第三種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大については、規制改革会議実施計画(平成27年6月30日開議決定)に沿って、地域や事業者のニーズを踏まえた見直しも視野に入れた検討を進めているところであり、平成28年度中に結論を得た上で必要な措置を講ずることとしている。 |
| 154 | B 地方に対する規制緩和 | その他 | ける情報連携(庁外連 携)に関する要件緩和 (特別賃貸府営住宅 についても条例によ り、公営住宅、特定優 | に関し、独自利用事務として情報 連携を行う予定である特別賃貸 府営住宅についても、公営住 | 「制度の概要」 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づ、別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人特徴(情報提供者をむかり規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2頃に基づき条例で規定する事務。独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の超音 1 自から別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に疑似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 [支障率例] 上記により、法別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として下戶外連携を行ったは可能であるが、当該独自利用事務と、公営住宅活に規定する「任宅に因前する価値制得者」を対象としている(収入層階)月の214,000円)。 本府においては、特別賃貸席営住宅(収入階層・月0~313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低額所得者の階層世帯のみが独自利用の対象となり、同一団地であっても、世帯を入れてよっては取扱に差異が任と「任宅に関前する体盤所得者」を対象とている(収入層階)月の一切地であっても、世帯を入れてよっては取扱に差異が生とは、1400円を図える収入階層の世帯については、添付書類が必要となる)。 そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸席営住宅)について、庁外連携が可能となるよう、対象事務の規和を求めるもの。 | ができる。また同一団地の入居者にかかる流 付書類が同一となり、住民の不公平感の解消 につながる。 | 定の個人を識別する 人情報係番号の利用等に関す 委員会、 | 護庫県、和歌 総山県、鳥取 | | (内閣府の回答を記載) 情報連携ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。 |

| | | 提案区分 | | | | | | | | | |
|------|------------------|--------------|----------------------------------|---|---|---|--|---|--|-------------------|--|
| 管理番号 | 区分 | 分野 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政 の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の茶管・開係府省内 | 団体名 | その他 (特記事 項) | 回答欄(各府省) |
| 171 | 3 地方に対す 5規制緩和 | - 運輸・交通 | に係る公共交通空白 | であると認められた地域において、地域ボランテイアが地域及び 対象者を限定して行う移送サービスについては、公共交通空白 地有償運送と見なし、有償運送 が可能となるよう登録要件を緩 和すること。 | 自家用自動車は原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害等の緊急を要する場合を 除き、例外的にこれを行うためには、過避地有償運送や福祉有償運送など交通空白地域等で、 国の登録又は許可を受ける必要がある。地域ボランティアが行う外出支援活動等において、カソ リン代、道路使用料、駐車場代のみを収受する場合には許可が不要だが、運送(サービス)によ る対価の支払いがあるものは、有償運送として道路運送法の許可が必要とされている。 【支障事例】 過避地や交通空白地以外の地域においても、バス路線の便数が極端に少ない地域やバス停へ の距離があるなど交通が不便な地域がある。こうした地域では、バス停まで歩くこか困難な高齢 | 有償運送が可能となることにより、継続した外 出支援事業の実施が図ることができる。 対価を負担することによりサービスの提供を受 ける高齢者が遠慮なく利用可能となり、高齢者 | (有償運送) 道路運送法における 登録又は許可を要しな い運送の様態につい で平成18年9月29日 自動車交通局旅客課 | 国土交通省 | 兵庫県、三賀田市、和歌、鳥島、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、 | | 自東用有債除咨選送は、バスやタケシーによっては輸送サービスを提供することが困難であり、 地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の関係者が、合意した場合に実施できるものであり、実施団体 に遺跡運送法施行規則第48条名号に列挙する監制を目的としない団体に限定しているところであ 。自家用有債旅客選送については、平成27年4月より、運送の実施主体の弾力化について制度の 自家日有債旅客選送については、平成27年4月より、運送の実施主体の弾力化について制度の 見直しを行ったところであり、非営利性を制度に一定の組織性を有することや代表者が欠格事由に 該当しないこと等を条件に「権利能力無き社団」についても実施主体とすることを可能としたことか ら、提案にあるような地域のボランティア団体についても、現行制度においても運営協議会学の 合意を得られれば、自家用有債旅客運送の登録が可能であり、実費以外の金銭の収受を行うこと ができる。 なお、個々の地域が公共交通空白地有償運送を実施することができる「過疎地域その他の交通 が著し、不便な地域」にあたるかどうかについては、地域の関係者の協議における判断によるもの である。 |
| | 3 地方に対す 5規制緩和 | | | あれば、空家等対策の推進に関する特別措置法の対象とならないことから、法の対象を拡大すること。 | 空寒等対策の推進に関する特別措置法(以下、空寒等対策特別措置法) 第2条において、対象と なる空き家は「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないこ とが常態であるもの」とされ一様の建築物として判断するため、長屋や共同住宅の一部に空き家 があってもその他に居住や使用実態があれば空寒等対策特別措置法の対象とならない、そのた め、法第9条第2項に基づく立入調査、法第10条に基づく固定資産税情報の利用ができず所有者 等の特定が困難であり、また、法第14条に基づ、動言又は指導、動告、命令等はとより、行政指 | 旗村・磯樹ありの空き家は半数の約6万戸となっており、今後このような問題が拡大することが想定されるが、法の対象が拡大することが想定されるが、法の対象が拡大することで、長屋等の空き家に対しても調査・指導が可能となる。その結果、全ての空き家に対して一様の対策を講じることで、住みよい環境が確保できる。 | | | | | 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第2条第1項において、「空家等」とは、「建築物又はよれに開議する下作物であって居住その他の使用がなされていないことが不能であるの及びその敷地・位木その他の止地に定着する働給さきむ。)をいう。」と定義されており、ここでいう「建築物」とは建築基準法第2条第1号の「建築物」と同義である。長屋や共同任宅については、一様全体で一つの「建築物」と同義であり、一仕戸には建築物」の一区画にするが、一仕戸ことに「空家等」か否かを判断するものではない。したがって、現口居住している者がいない空を往戸が多数存在するとしても、一部の住戸に居住者がおり、建築物全体としては「居住その他の使用がなされていない」とは言えないことから「空家等」として扱うことは不適当である。なお、法令と同一の目的のもどに、法令が規制対象としていない事項について条例を制定することは、空家先に抵他しない限度で有効であることから、空家法の対象外である長屋や共同住宅を措置の対象として規定する条例を定めることは可能である。 |
| | 3 地方に対す 5規制緩和 | · 土木·建築 | | ついて、略式代執行を行う際に 不動産金記簿情報等による特定 や相当の期限を定め公告を行う とから、相様財産管理人を選任する ことなく、国ソは略式代執行を 行った地方公共団体に帰属でき るよう、略式代執行後の跡地処 分について空家等対策特別措置 法に規定すること。 | 【現状】 相様人の不存在等により空家の所有者を確知できない場合は、空家等対策の推進に関する特別 措置法(以下、空家等対策特別措置法)第14条第10項の規定に基づき、当該空家を略式代執行 により除却することができる。一方、空家等対策特別措置法における「空家等」の定義には、建物 の敷地も含まれているにも関わらず、略式代験れを行った後の禁地処分についての規定がない、そのため民法第51条から第959条までの規定に従い、相様財産管理人の選任を申し立て、特別 総故者等の捜索の後、国庫に帰属させる等一般法の規定に振することになる。 【支障等例】 少子高齢化の進展に伴い、所有者のいない不動産が増加することが見込まれる中、跡地処分に 当たって、相様財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手様の 開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等が、空家問題の簡易迅速な解決への支 関となっている。 派本市では、危険な空家の略式代執行を行う予定だが、跡地処分については相様財産管理人の 選任等に費用がかかるうえ、1年以上の期間を要することから二の足を踏んている。 | 団体への帰属手続を確立することにより、空家 勝却後の跡地の適正管理や有効利用に費す るものである。 | (無主物の帰属) | 総務省、法土 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 兵庫県、洲 東市市、 東、 東、 東、 塚市 | | 空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づき略式代執行を行う際に所有者等の調查や公告を行うことは、特定空家である建築物を除却する場合において、当該建築物の所者等等に対して命守するために行われる手続であり、当該特定空家の敷地について行われた手続ではない。空家法に基づく略式代執行により特定空家である建築物を除却した後の敷地に係る所有権を、何らの手続を経ることなく一方的に国文は略式代執行を行った市町村に帰属させることは、個人の財産権を侵害するものとなるので対応は困難である。 |
| | 3 地方に対す 3規制緩和 | · 土木·建築 | 公営住宅の地域対応 活用にかかる期間の 緩和について | いて、通知により活用できる期間 が原則1年間とされていることか ら、事業主体が地域の実情に応 じて弾力的な活用期間を設定で きるよう緩和すること。 | 住宅の多様な需要に対応するため、本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲で地域の実 情に応じた対応を行う「地域対応活用」の実施が認められているが、地域対応活用を実施できる 期間は通知により原則として1年以内で設定することとされている。 | 地域対応活用の活用期間に係る制限を緩和することで、承認申職を数年ごとに行うことも可能 となり、手続の職条化が図られるとともに、公営 住宅ストックの有効活用にもつながる。 | 活用について」 | 国土交通省 | 兵岡県県、海野町県、東市市、和島県県、東東市、和島島県県、徳島県県、徳島県 | | 公営住宅は、国の補助を受けて、住宅に困済する低額所得者に低廉な家賃で賃貸するために整備されるものであって、用途もこの目的に沿ったものに限定されるところであり、事業主体は、公宮住宅の基本の人居対象者の人居を書きべ、公営住宅の選加工から主側が管理して関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規度に基づ、不認と任保の主要の金ができる。急激な経済情勢の変化、災害の発生等の現時点では想定することが回路なるとは無いませい。 (2) 変な経済情勢の変化、災害の発生等の現時点では想定することが困難な事象の発生により、全定に国政する低額所得者を取り場合地域の世事事情が重することも考えられること等から、長期に進る目的外使用と公営住宅の本来の目的の妨げになるおそれがある。このため、目的外使用の期間については、深即再取り組の地の住宅事情を書業本体において報ぎするこそが表がある。原則1年以内で設定していただくよう通知している。なお、当初の目的外使用の期間を経過後、地域の住宅事情に特段の変化が無ければ、目的外使用の期間を経過後、地域の住宅事情に特段の変化が無ければ、目的外使用の期間を更新していくことは可能である。 |
| | 3 地方に対す | - 土地利用(農地際() | 生産総地地区指定の面積要件の要件緩和 | なった場合でも、生産緑地地区と しての優遇措置を受けられるよう、下限面積や解除要件の緩和、条例委任等、地域の実情を 考慮した特例の設定 | 平成27年4月に都市農業振興基本法が成立。平成28年5月に策定された都市農業振興基本計画 においても、生産緑地に関し、500㎡未満の農地やいわゆる「道連れ解除」への対応の必要性が 明記されるなど、都市農業の振興、多面的機能の発揮が求められている。 | から、雨水貯留などの防災効果やヒートアイラ ンド対策、環境学習体験の場としての活用な ど、農地の多面的な効用を享受することができ る。 | 生産緑地法第3条 | 国土交通省 | 兵庫県、京市 標序、東市 東京市 東京市 | | 生産操地地区の面積要件については、農地の持つ競地等としての機能が免損される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価でき過低限度として500㎡と設定している。 また、生産線地地区については、農業と他の業種等との税の公平性にも配慮した上で、税制上の特別措置を設けられており、地域毎に設定された面積要件に基づく指定ではこのような国としての特別措置を設けることに適さないため、全国一律の基準を設定している。 この方の 明時点ではご提案の内容を指置することは困難であるが、都市農業振興基本計画(平成28年5月間議決定)において、「現行制度上、生産線地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模を遺地や、農炉不省本の意识に反して規模要件を下回ることになった生産線地を区については、都市農業振興の観点も踏まえ、農地保全を図る意義について検討した上で、必要な対応を行う。」とされており、検討を進めているところである。 |

| 管理番号 | 挺 区分 | 是案区分 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政 の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係的名庁 | 団体名 | その他 (特記事 | 回答欄(各府省) |
|------|-----------------------|------|--|---|---|---|--|---------------------|---|----------|--|
| 197 | 3 地方に対する規制総和 名規制総和 | | として利用するための 規制緩和(用途変更 における規制緩和) | の1グループで、10人以下など少 人数への1棟貸(住宅の規模が | 本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空舎家を宿泊施設として有効活用することが必要・売考えている。空舎家をホテル、除館に用途変更する場合、建築基準法に定める基準を満たす必要があるが、古民家などの空き家が持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながっており、空舎家の宿泊施設としての利用が進んでいない。 | 【制度改正の必要性】 不特定多数が宿泊する大規模なホテル・旅館とは異なり、家族や友人などの特定の1グループで10人以下の少人数のグループニ対して1株費(2階以下かつ300m未満)を行うような事業を想定している。実態として、家族の実家に帰省して宿泊する場合合は一般の住宅に宿泊する場合も関係であり、その性能・用途は任宅と同等と思われる。これは国内外からの誘客促進、観光地としての魅力向上、宿泊施設不足や空き家の有効活用を推進するものである。ナだし、安全性確保のため、避難経路での非常用照明の設置(※)、屋内階段の両側に手すりの設置を条件とする。 | (2)①建築基準法第26 条、建築基準法施行 令第114条 (2)②建築基準法第35 条、建築基準法施行 令第126条の2 (2)③建築基準法第35 | 国土交通省 | 広島県 | | 建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限度の基準を定めたものであるため、規制 の緩和は、技術的な検討を行い、代替措置の安全性を十分に確かめる必要がある。 (1)用途については、防火避難上の安全性や市街地環境の保全の製成あら分類されるは、利用 実態から判断される。「任宅」は特定と数の民性の用に供するものであり、「ホール・旅館」は不特 定の利用者で避難経路を熟知しない者の利用が想定されることから、同じ用途として取り扱うこと はできない。したがって、旅館業を営む際、たと入進物が小規模で宿泊者が少入数であっても、不 特定の利用が過乏されることから、用途を性ととかなしてホテル・旅館への用途変更を不要とする ことは設理である。 (2)①・○部次と土き要な間仕切壁や排煙設備、内装制限などの規定については、防火上・避難上 の安全性を確保する観点から、用途や程度とは関性である。なお、これらこいでは、たか、ル・旅館 において戸程とと同様の規定を適用することは困難である。 (2)①・○部次と主要な間仕切壁や排煙設備、内装制限などの規定については、防火上・避難上 の安全性を確保する観点から、用途や規模に応じて適用関係が定められているため、ホテル・旅館 において再往とと同様の規定を適用することは困難である。なお、これらこいでは、これで、大き解析は、進動型性と用防災管理を適等のことは困難である。なお、これらこいでは、これで、対策的は、活動型性と用防災管理等のとおり、行き、技術的体験をもして、一定の要件(規模や追加の 安全措置等)を満たした階段においては、寸法の基準を緩和できるよう告示の改正を検討してい なお、住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間 での検討を進めているところである。 |
| 198 | 3 地方に対する規制緩和 | | として利用するための 規制緩和(用途変更 の確認申請手続きの 緩和) | らホテル・旅館への用途変更の 確認申請について、現行の100 | 用漁変更の申請においては、設計図等の提出が求められており、事業者に手続き上の負担が 生じている。 また、用漁変更が100㎡を超える建物が対象となることから、実態として、100㎡を超える空き家 の利用が進んでいない。 | 【制度改正の必要性】 300㎡以内の建物については、用途変更の確 認申請を不要とし、旅館業法の許可申請時に 提出する申請書(図面等を含む)により法令書 変を行うこととし、手続きと提出事類が簡素化さ れ、事業者の負担軽減につながる。 また。100㎡を超える空き家の宿泊施設としての利用を提進し、国内 外からの誘客便進、観光地色しての魅力向上、 宿泊施設不足や空き家問題に対する取組の推 進につながる。 | 建築基準法第87条 | 国土交通省 | 広島県 | | 建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限度の基準を定めたものであり、一定の規模以上の特殊建築物、不特定多数の利用者が見込まれるもので、防火避難安全上の配慮が必要な建築物、の用途変更に際して、立地規制に合数することが、適切な防火避難安全上の配慮が必要はませました。 一般の一般で表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表 |
| 199 | 3 地方に対す る規制緩和 | | として利用するための 規制緩和((1)特定行 政庁が都・旅館の建築 制限のある用途地域 に建築を許確な。(2) 特別用途地域内でホ 行別形態の強建築を下 行別形態の速準を下 行別形態の建築を下 行り用が能の | 定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途 地域に建築を許可する際の基準 の明確化を求める。(2)都市計 | (1)規制改革会議の第本次答申では、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民治 サービスの実施を可能とする方向で検討することとしている。今後、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民治サービスのほか、空き家をホテル・旅館とする事例の増加が予想される。 (2) (2)特別用途地域内で規制を緩和する条例を制定する場合、大臣の承認が必要であり、承認には、下協議に6か月、事前協議に3か月、承認申請に3か月要しており、地方側の負担となっている。 | 地域における建築の許可基準を明確化, 公表 | (1)建築基準法第48条 (2)建築基準法第49条 | 国土交通省 | 広島県 | | 建築基準法第40条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建業できる建築物の種類や規模が定められている。そのため、ホテル・旅館については、長野な住居の環境を保護することを目的とする住庫専用地域については、原則として立地することはできない。ただし、以下の場合には、当該用途地域でホテル・旅館を建築することが可能である。 ①地方公共団体が、土地利用の動向を勘案し、土地利用計画の実現を図るため適切な用途地域へ変更する場合。 ②特別用途地区や地区計画等を活用して、条例により建築物の用途規制の緩和を定めた場合。 ②特別用途地区や地区計画等を活用して、条例により建築物の用途規制の緩和を定めた場合。 ②特別用途地区や地区計画等を活用して、条例により建築物の用途規制の緩和を定めた場合。 ②特別用途地区へ地区の背景でが、住居専用地域における良好な住居の環境を書するおそれがない等と認めて許可した場合 (1)③に係る許可については、地域における市街地環境への影響等地域の実情に応じて個別に判断する必要があるため、国から一律に許可基準を示すことは困難である。 (2)建築基準法第40条に規定する特別用途地区内では、当該区域内の用途制限について、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で用当の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の景を限の基準をでかたものであり、その緩和は、建築物の最低限の基準を例外的に緩和するものであるため、国土交通大臣の承認が必要である。 |
| 216 | 3 地方に対す る規制緩和 | | 設置型水素ステーショ | する水素ステーションを、道路法 | 本県では平成27年10月に「徳島県水素グリッド構想」を策定し、県として水素ステーションの普及 促進を推進しているところである。 道路利用者が残耗に立ちることができ、県下に広がる「道の駅」等の道路空間への設置を促す ことで、水素ステーションの普及につながることが明待できるが、現在、道路法第32条の占用許可 対象物件とはなっていないため、「道の駅」等の道路区域に設置することができない。 | とにより、水素ステーションの普及促進が期待 | | 経済産業 省、国土交 通省 | | | 道路法に定める占用許可対象物件は、道路の本来的機能である一般通行機能に支障を及ぼさない範囲内で定められたものである。 ご提案の水素ステーションについては、物件の規模が大きく、また、安全性の確保について特段 の配慮が必要であると認識しているため、具体的に道管及域内に設置しようとする工作物、設置しようとする位置、通路上に設置しなければならない必要性等をお示し頂いたうえで、それを道路上に設置することによる道路の交通又は構造に与える影響や道路管理上の支障の有無、安全が確保されるか等について検討して参りたい。 |
| 222 | 3 地方に対す 3規制緩和 | | 類する地域(以下、 「過疎地域等」という) における「二次交通」 確保のため道路運送 | 者が十分に存在しない場合な ど、一定要件のもと、自家用有償 旅客運送の実施主体に地方公 共団体の要請を受けた旅館事業 | 現行法上、道路運送法(78条)において、自家用有償運送の実施主体は、市町村、NPO法人、社会福祉法人、商工会議所等(以下、「準公的団体」という。)に限られているが、過疎化地域等 においては、公共交通機関が十分でない地域も多く、親光誘客上の「二次交通」の確保が観光誘客上の課題となっている。 一般の旅行者からの声もあり、また、現状の非営利団体(NPO法人等)だけの運送では、不十分となっている。過疎地域等においては、人的制約及び距離的制約などから、対応可能な準公的団体も少なく、制度が十分に活用できていない。 | 存在しない地域においても、観光誘客上の「二 | | | 德島県、送庫 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | 自寮用有債旅客運送は、バスやタクシーによっては輸送サービスを提供することが困難であり、 地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて、地方公共団体、一 税旅客自動車運送事業者、住民等の関係者が、6 意と、地場して実施できるものであり、実施団体 は道路運送法施行規則第48条各号に列挙する営利を目的としない団体に限定しているところであ る。 自寮用有債旅客運送については、平成27年4月より、運送の実施主体の弾力化について制度の 見直とそうたところであり、非営利性を前提し一定の組織性を有することや任表者が欠格事は 該当しないこと等条条件に「無利能力無き社団」についても実施主体とすることを可能としている。 自寮用有債施客運送制度、旅客自動車運送事業が成り立たない地域において、例外的に認め られるものであることから、実施主体を非営利団体に限っているところであり、営利性を有する民間 事業者が有償運送を行う場合は、道路運送法上の事業許可を取得して行う必要がある。 |

| | ži. | 星案区分 | | | | | | | | | |
|----------|---------|------|----------------------------------|--|---|---|---|-------------|-------------|--|---|
| 管理 番号 | 区分 | 分野 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政 の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係的名庁 | 団体名 | その他 (特記事 項) | 回答欄(各府省) |
| 229 | 3 地方に対す | | 登録又は許可を要し ない運送態様の規制 緩和 | 交通局旅客課長から事務連絡、 同通知1(3)で、ボランティア活動における送迎行為等を前提に | | 援する事業へのかかわりが土曜・日曜、祝祭 日に集中、その運転経費全てを公費で負担し なければならないため、特別な事情がない限 | 家用自動車(事業用自動車の事業用自動車以外の自動の自動の自動のはいう。以下の場所での場所での場所では、次に掲げる運ぶない。所では、国大学では、国大学では、国大学を受けなければ、国大学を受けなければ、国大学を受けなけない。所では、国大学を受けなけない。 | 国土交通省 | 湯沢市 | | 他人の需要に応じ、自動車を使用して旅客を有償で選送する場合は、輸送の安全及び旅客の利便を確保する観点か、旅客自動車運送事業パス・タンシー等の許可や自家用有償選送の登録を取得する必要がある。 ただし、旅客自動車運送事業の計可や自家用有償選送の登録を行わないなども、当該選送行為で行われなかった。「場合には務生しなかったことが明らかであり、客観的、一義的「当該選送行為を持定できる費用(ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金)をサービス提供を受ける者が負担することは認められており、これは、市町村が運送主体であっても同様である。 |
| | | | | | | | | | | | |
| 253 | 3 地方に対す | | る筆界特定制度の活 用に関する規制緩和 | 関して、特例として自治体を筆界特定制度の申請人とできるよう | 境界確定については、不動産登記法の筆界特定制度により解決を図る手段がある。その活用で | 区画整理事業において事が確定の必要となった事業に対し、事業を対し、事業特定制度を活用することで、境界のトラブル解決できる。その結果、接地処分、登記を円滑に進め、事業の進捗を図ることができる。 | 区画整理法第107条 不動産登記法第131条 | 法抄套。国 | 墨 田市 | | 無果特定制度では、隣接する土地の一方の所有権登記名義人等からの申請が可能であることから(不動産登記法・碑店16年法律123号) 第131条第1第) 非協力でない上地の所有権登記名義人等から申請してもらう上が可能である。また、隣接地の所有権登記名義人等の立会の協力が得られなくても、筆界を特定することは可能であるから、現行制度においても一定の事業については対応することができている。 なお、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)等に基づき、復興整備事業の実施主体に業界特定の申請権限が付らされている。これは、本来は、業界特定により利益を受受施主体に実験を関する土地の所有権登記名義人等が申請人として手数料を納める仕組みであるところ、大規模な災害を受けた土地の所有権登記名義人等が申請人として手数半結約の行動であるところ、大規模な災利を持続して申請を行うことを特別の措置として認めているものである。 上記のように現行制度でも一定の対応ができるおり、復興整備事業においてその実施主体に申請権限が認められた趣旨に鑑みると、反面整理事業の実施主体に申請権限を付ちすることについては、そのエーズや他の公共性を有する事業(地籍調査、土地改良事業等)との平仄も考慮しながら慎重な検討を要するものと考えられる。 |
| | 3 地方に対す | | を造ることにより上階 の木造化を可能とする 規制緩和 | るため、1階と階段室等の部分を 鉄筋コンクリート造の耐火建築物 とし、2階及び3階を木造(耐火 構造及び準防火構造以外)とす ることで、市場に流涌している一 | 区域の経済的社会的籍条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないとあるところ、木材利用を促進する選択肢を増やして頂きたい。 | ることで、より多くの学校建築で木造化の推進 ができる。 | 公共建築物等におけ る木材の利用の促進 | 国土交通省 | 豊田市 | 下月海上では、 は、 は、 は、 に、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で | 耐火構造・準耐火構造に関する規定は、建築物の用途や規模によって、火災による建築物の倒 壊・猛焼を防止するために必要な性能を定めており、建築物内部における延焼や解接健業物への 火災の拡大を防ぐことを目的としている。3階建一学体験については、従来は、何線、延焼によって 火災の拡大を防ぐことを目的としている。3階建造・一大のでは、従来は、何線・延焼によって 周囲に加える危害が重大であることから耐火建築物であることを求めていたが、平成23年度から3 力ににおって実施に大東大規模の火災実験を通じて十分な安全性を検証した。平成27年度 から1時間準耐火構造者とすることを可能としたものである。したがつて、1階部が全鉄防コンクリー とする方法については、上部の水造部外の側域による周囲への加害や避難との問題について、 技術的検証による安全性を確認できていないことから、近操家の実現は困難である。 なお、木材を見いで供用さる場合は燃えしる設計により実現することが可能であるが、燃えしろ設計は部材断面を大きぐすることで火災時の安全性を確保する手法であるため、断面を小さぐすること は困難である。また、一般的な寸法の木材を使う場合は、防火被覆を施すことにより、木材による 耐火構造等を実現することが可能である。 |

| | 提 | 案区分 | | | | | | | | |
|----------|--------------|------------|--|---|--|--|--|--------------------------------------|-------------|---|
| 管理 番号 | 区分 | 分野 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政 の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | その他 (特記事 項) |
| 260 | B 地方に対する規制緩和 | 土地利用(農地除ぐ) | 進に関する法律」に基づき取得した土地は、同法第9条各号に基づく利用しか出来ない義務付けの緩和 | は廃止により取得した際の目的を失った、果たしたと認められる土地については、この限りでない。」とし、売却を含めた別の利用を認めること。少なぐとも市が総合計画等に位置付けた施策を実現するにあたり、必要だと認める場合には、売却等の対応ができるようにすること。) | 来整備の都市計画施設について都市計画の見直しを図り、一部の施設では都市計画区域を変更 した。このうち公園禁地については、長期的な視点から都市計画を定め計画門と整備してきたが、用地取得の困難さなどにより計画決定後、長期間経過してもなお未整備の箇所が存在することや、近年の社会経済情勢の変化及び事業予算の減少傾向といった状況にも対応するため、市人人あたりの面積の検証や個々の公園禁地の機能の検証を踏ま、規模や機能面で支障の | 源に充てるなど、資産の有効活用を図ることが できる。 また、不要な資産を減らすことで維持管理業 | 公有地の拡大の推進 に関する法律第9条 | 国土交通省 | 指定都市市 | 本法は、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的に、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する例との整備、土地間時を社行の創設、その他の措置を選している。 |
| 264 | B 地方に対する規制緩和 | 土地利用(農地除〈) | 駐車場出入口設置に 係る規制緩和 | 和 | 駐車場法及び同法施行令において技術的基準として義務付けられている路外駐車場の出入口の配置等については「交差点の側頭又はそこから五メートル以内の部分」のうち一定のものについて適所が除みされている(今第7条第2項)一方、安全対策上同等の規制で十分と思われば 路のまがりかどから五メートル以内の部分」については同様の適用除外がなされていないため、最適でない又はより不適切な位置への設置に至るケースが生じかねない状態にあったり、出入口設置に多額の費用がかかるケースも想定される。 (構成市の具体例) 駅前の繁華街等、大通りに面している地域では、裏口のまがり角に駐車場の出入口を設置した方が、交通渋滞の防止や安全な通行の観点から望ましいケースがある。 | め、より安全・円滑な道路交通実現に資する。 | | | 指定都市市 長会 | 指定都市市長会から示された仙台市の事例については、交通の危険を生じさせるおそれのある道路のまがりかどから5メートル以内の部分ではない直接道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられるため、現在、内閣府を通じて指定都市市長を1式し、詳細を確認中である。なお、「道路のまがりかどから5メートル以内の部分」については、大臣認定の対象に含めていない理由は以下のとおりである。 ① まがりかどについては、一般的に見通しが悪いことから、そのような場所に路外駐車場の出入口が設置された場合は、入庫しようよう本庫あ及びその対向車がそれぞれの存在を認識できずに危険な錯縮が発生するおそれがあること。② 道路のまがりかどから5メートル以内の部分については駐停車を行うことが禁止されているとう、駐車場の出入口は一般的に順番待ち等の車両が滞留しやすいことから、通常想定されない対向車線にはか出して通行する車両との衝突事故等が発生する危険性が高まるおそれがあること。③ 駐車場の出入口は一般的に順番待ち等の車両が滞留しやすいことから、通常想定されない対向車線にはか出して通行する車両との衝突事故等が発生する危険性が高まるおそれがあること。④ 駐車場法の技術の基がりかどから5メートル以内の部分以外の直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられること |
| 272 | B 地方に対する規制緩和 | 運輸·交通 | れた施設の、当初目 的以外の活用につい ての補助金国庫納付 免除(「公共用飛行場 周辺における航空機 | で補助事業の完了後10年を経過 したものについて、目的外使用 譲渡、貸付等を行う場合に、国 庫補助金相当額の範囲内で、一 変の国庫納付を求められている ものについて、当該国庫納付を 免除する。 | 耐用年数期間が経過する間に時勢の変化や新たなニーズが発生した場合に対しての対応が困 | 在する、という特性を活かしつつ、活用方法を より薬数では続けできるようになることで、自治体 の収益の改善や住民サービスの向上につなげ られる。 他用途への転用や民間活用等の具体的な内 容については今後終力にていてことなるが、活 用の一例として、外規模疾育施設や、高齢者 のデイケア施設、企業、NPO等への貸しオフィ ス、会議室等が考えられるところ。 | 算の執行の適正化に 関する法律第22条 同施行令14条 公共用飛行場周辺に おける航空機騒音によ | 国土交通省 | 池田市 | 地方公共団体が国土交通省航空局所管国庫補助事業により補助金等の交付を受けて取得し、 又は効用の増加した財産(以下、「補助対象財産」という。)の処分については、地方分権改革推進 要額(答1次)(平成20年月20日 地方分権改革生産业部法定)の「2 (利軸的技事財産の財産 処分の弾力化」を受け、航空局所管国庫補助事業に係る財産処分系認基準について(国空予管第 1105号 国空政第126号 国空環第103号 平成21年3月31日。以下、「財産処分承認基準」という。) を定め、池田市を含む関係自治体に通知している。 財産船分承認基準においては、補助事業元で後10年を経過し、かつ収益を得ない目的外使用で あれば、国庫納付を求めない等、補助対象財産の転用等について改善措置を講じているところで ある。 一方で、収益(維持管理費相当額がある場合はこれを除く。)のある場合は合理的な範囲内で国 庫納付を求めることとしている。これは補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する 観点から定めているものであるため、当該国庫納付を免除することは困難と考えている。 |
| 275 | B 地方に対する規制緩和 | 医療・福祉 | 祉法に規定する児童 厚生施設等設置にお ける要件緩和 | 第14号)第10条に「必要に応じて 学校敷地内へ児童福祉法に 定する児童厚生施設等(以下 「学童保育所等」という。と設置 することができる」音頻定し、学校 校と学童保育所等を用途上不可 分とみなすことができるよう対応 を求める。 | 国が策定した「放課後子ども終合プラン」では、「学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室の一時的な利用を積極的に促進」と記述され、学校と学童保育所等の一体的整備の方針が掲げられている。 | 図れることにより、待機児童の解消とともに児 童の放譲後の融合かな育ちを支える活動場所 の充実が図られる。 | 学校設置基準(文部科学省令第14号)第10条 | 文部科学 省《厚生労士 (報刊) 文通名 (1) | 八王子市 | 【国土交通省回答】 学校と学童保育所等が用途上可分か不可分かの判断については、小学校等設置基準に学童保育所等が学校施設として明記されていないことを理由に、必ずしも用途上可分と判断しなければならないものではない。現行制度においても、学童保育所等を学校と用途上不可分とみなすことは、各特定行政庁の制師に基づき同地である。なお、用途上可分と判断された場合でも、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

| | # | 全国的 | | | | | | | | | |
|----------|------------------|------------|---|---|---|--|--|------------------------|--|-------------------|--|
| 管理 番号 | 区分 | 分野 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政 の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の派管・関係府省庁 | 団体名 | その他 (特記事 項) | 回答欄(各府省) |
| | B 地方に対す る規制緩和 | | 象拡大 | 法に定める原付二種(50c0超 125cは以下3で自治体が撤去・ 保管できるよう「自転車の安全利 用の促進及び自転車等の駐車 対策の総合的推進に関する法 律」の改正を求める。 | 駅周辺の放置自転車対策として、本市では、自転車の安全利用の促進及び自転車率の駐車対 家の総合的推進に関する法律(以下) 自転車車法という。(1年 3 古き条例を制定し、放置自転車の 搬去、保管を行っているところである。自転車法においては、道路交通法第2条第1項第10号に規 定されている背板景量50csまでの原動機付自転車(以下、原内付上りる。)及び同第11号の22は 定されている自転車のみを法の対象としており、道路運送車両法に定める原付二種(排気量50cs 起~125cs以下)は、原付一種(特気量50cs以下)との車体の大きさはそれほど変わるないため かわらず、地方公共団体では撤去することができず、警察による駐車違反取り締まりに委ねるし かない。 (支障車例) 自動二輪車の放置(駐車違反)は、自転車及び原付の放置以上にまちの景観を損ね、歩道の通 行機能を阻害している場合が目立ってきている。自動二輪車の放置を現現したときは、その都度 警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、対なが変もあるとか対なしまれない場合がある 第8年民事連長取り練まりの依頼をするが、対なが変もあことや対なしまれない場合がある あるが、その場しのぎにすぎず、根本的な解決にはなっていない。 【本市の実情】 本市の自転車車場の整備は進んでおり、近年の技術を新により、サイズが原付一種とほぼ変 わらなくなっている原付二種までは、搬去等も含めて現状と相違なく対応が可能である。 | | 促進及び自転車等の 財車対策の終合的推 連に関する法律第2条 第1項第2号 | 察庁、国土交通省 | 八王子市 | | 【内閣所】 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車 注」という。)」は、自転車利用における交通事故の増加、自転車の無秩序な放置の増大等や背景 として制定。成正されたものであり、自転車に係る道路交通環境の整優及び交通安全活動の推進、 自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合の推進等に関し基本的な事項を定めるとと もに、地域の自主性に基づき、具体的な撤去等の指置について地方公共団体の条例に要ねること を内容としているものである。したがつて自転車法は地方公共団体が行う自動・編車への相置を を内容としているものである。したがつて自転車法は地方公共団体が行う自動・編車への相置を を実施できる経営されているのご素知している。 [警察庁] 「警察庁」において回答可能な事項なし 【国土交通省】 本件提案にある放置自転車等の撤去に関することは、国土交通省の所掌するところではない。 |
| 290 | B 地方に対する規制緩和 | 土木・建築 | おけるマイナンバーの 利用 | 業務を指定管理者に委託している場合、指定管理者がマイナン バーに係る情報提供ネットワーク システムに接続された端末での | から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照 | 者がマイナンバーを利用した情報照金を行うことができるよう制度を正が実現することにより、円滑な事務処理が可能となり、公営住宅入居者等の利便性向上、行政の効率化につながる。 | 関する法律 行政軍場と施別するた 政の個を強別するた 政の個を引用等に の主務省令で定める の主務省令で定める 事務命令 を定慮人情報を定め が 特定個人情報の適近イ な取扱いに関するガイ | 。 務省、国土 交通省 | 質序県県県県県県兵和島徳京都市山東海の東海の東海の東海の東海の東海の東海の東海の東海の東海の東海の東海の東海の東 | | (内閣府の回答を記載) 情報提供ホットワークシステムを利用した情報連携については、個人に関する様々な分野の情報 を組付けることが可能となることから、原則として行政使関等をその利用主体とするとともに、情報 連携をすることができる場合をマイナンバー法別表案のに規定し明確化することなどにより、情報連携が適切に行われることを担保することとしております。 指定管理者は、法人その他の回体であり、行政機関等に該当せずその主体が明確でないと考えられることから、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行うことができる主体とはして おりません。 |
| | B 地方に対す る規制緩和 | | ける僚育手帳関係情 報、外国人保護関係 情報の信頼提供ネット アーウンステムによる 情報照会の実施 | ネットワークシステムにおいて関 会できる特定風人情報は、番号 法別表第二に規定されている時 法別表第二に規定されている。 一般では、身体障 で個人情報に、身体障 で個人情報に、身体障 音手機を重要を 一般では、身体障 も 一般では、 一般では 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を | ・児童技業手当の支給に関する事務 ・地方我の限課機 収に関する事務 ・公童住宅の管理に関する事務 ・分童住宅の管理に関する事務 ・伊国(泉醴) 生活保護受給者、外国人保護受給者が同様に扱われている事務の例 ・障害児人所給付費、高額障害児人所給付費又は特定人所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・地方税の賦課機収に関する事務 ・公童住宅の管理に関する事務 | 情報提供ネットワーグシステムを利用して、正確かつ効率的心理と 窓口における申請者の混乱の回避。 | 定の個人を識別するための番号を開発を発生しています。 19 第17年 第17年 第17年 第17年 第17年 第17年 第17年 第17年 | - 務省、厚生 労働省 土交通省 | 事会 | 案分 | (内閣庁の回答を記載) マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定 個人情報の提供が認められています。その1つとして同志等19条第7号において情報提供を行うことができ 個人情報の提供が認められています。その1つとして同志等19条第7号において情報提供を行うことができ ら具体的な個人情報は、別妻第2において規定されています。 国表に想定される特定個人情報にいいては、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事 形の制度所管の所名庁において、その事務の根拠法令に返っき、特定個人情報の必要性や事務 の効率性等が検討されたうえて、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるもの について規定されているものです。 |
| 299 | B 地方に対す る規制緩和 | その他 | ける管理代行者に対 する情報提供ネット ワークシステム利用環 境の整備 | マイナンバー制度において、情報提供ネットワークシステム(N WS)を使用するためには、中間 サーバー(SV)が必要となる。 中間SVICついて、地方公共団 体の首長部局、教育委員会向けの つーパーのでは、秘務省におい 、大学を表しているが、公 営住宅の管理代行者向けのソフトウェアの開発は進められている 管理代行者に出方公共の体的 で変した。 で変した。 で変した。 で変した。 で変した。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | 【支障事例】 公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や 経費の面において、極めて困難である。 | (効果) (物理) (物理) (物理) (物理) (物理) (物理) (物理) (物理 | 行政事績における情 変の個人を譲りする方 めの番号の利用等に 関する法律(平成25年 法律第27号)第19条 | と 務省、国土 交通省 | 九州地方知 事会 | 大分県提 案分 | (内閣所の回答を記載) 中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携のために必要なものであるため、情報連携の主体において適切に措置していただく必要があるものです。 |